

1章. 総論

(1) 計画策定の背景

自転車は利便性や経済性に優れているとともに、環境への影響が少なく健康増進にもつながり、災害時においても有益な移動手段であるとして更なる活用が期待されています。

このような中、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」が平成29（2017）年5月に施行され、平成30（2018）年6月には、国の「自転車活用推進計画」、令和元（2019）年12月には、「大阪府自転車活用推進計画」が策定され、令和3（2021）年5月には、国の「自転車活用推進計画」が第2次計画に更新されました。

また、同法第10条及び11条では、都道府県・市町村は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた自転車活用推進計画の策定に努めなければならない旨が記されています。

(2) 計画策定の目的

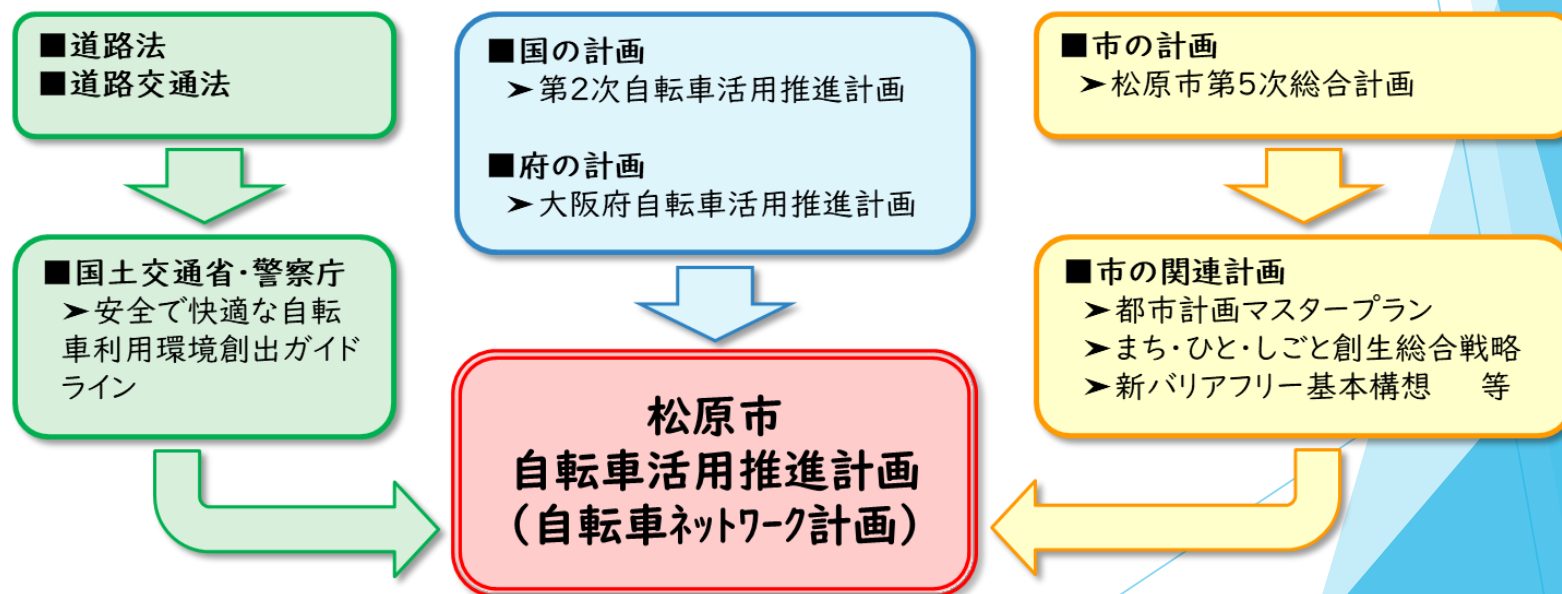
本市では、安全・快適に市内各地を周遊できる自転車の利用環境整備に向け、市内北部における都市間ネットワーク（基幹・幹線ルート）の形成を図るとともに、歴史遺産などの観光資源の周遊・散策を目的とした将来構想（地域ルート）を段階的に整備していきます。

また、平成25（2013）年に認証取得したセーフコミュニティの活動でもある交通安全対策や啓発等を継続して取り組むことにより交通事故の防止を図ります。

安全で快適な自転車の利用環境整備に向け、本市の役割を明確にし、総合的かつ戦略的な施策の展開を図るため、松原市自転車活用推進計画を策定するものです。

(3) 計画の位置付け

本計画は、国の「第2次自転車活用推進計画」及び「大阪府自転車活用推進計画」を勘案し、「松原市第5次総合計画」及び「松原市都市計画マスタープラン」など、市の上位計画や関連計画との整合性や連携を図りながら、策定することとします。



【図1】 計画の位置付け

(4) 計画区域

計画区域は、本市全域とします。

(5) 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和10（2028）年度までのおおむね6年間とします。

※ただし、国や府の推進計画、本市の上位計画や関連計画等の改定状況を勘案し、社会情勢の変化等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。